

【20 解読文】 安国寺仮県庁移転通達（明治九年：一八七六）（A）

（表紙）

「明治九年

管下布達留

自十一月 第一課
至十二月 第一課」

本県第三号

今般、熊谷県管地分合、群馬県ト改称、県庁ヲ高崎工被レ移候ニ

（今般、熊谷県管地分合（ぶんごう）、群馬県と改称、県庁を高崎へ移され候に）

付、同駅通町安国寺ヲ以、差向群馬県仮庁トシ、本月一日ヨリ

（付、同駅通町安国寺を以（もつ）て、差し向き群馬県仮庁とし、本月一日より）

一切ノ事務取扱候条、此旨可ニ相心得一事

（一切の事務取り扱い候条、此（こ）の旨相心得べき事）

但、本庁手狭ニ付、従前高崎支庁ヲ分庁トシ、当分左記之通

（但（ただ）し、本庁手狭に付、従前（じゅうぜん）高崎支庁を分庁とし、当分左記の通り）

分局ニ於テ事務取扱候条、該課掛主管ノ諸願・伺・届等ハ、直

（分局に於いて事務取り扱い候条、該課掛り主管の諸願い・伺い・届け等は、直（ただ））

チニ同所工可ニ差出一事

（ちに同所へ差し出すべき事）

一 第三課

分庁

一 第四課並警部

高崎宮本町

一 第五課

高崎下横町

中学本部烏川学校

一 地租改正掛

高崎新紺屋町

第壺番地

一 衛生所

高崎若松町

龍廣寺

右之趣、毎戸無レ洩通達、且可ニ揭示一者也

（右の趣（おもむ）き、毎戸洩（も）れ無く通達、且（か）つ揭示すべき者也）

明治九年九月一日

群馬県令 楫取素彦代理

群馬県権参事 根本公直

各区正副区戸長中